

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に該当する  
診療所として兵庫県保健医療計画に記載する基準（素案）

## 1 目的

この基準は、医療法施行規則（以下「規則」という。）第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に該当し、医療法（以下「法」という。）第7条第3項の許可を受けないで一般病床を設けることができる診療所（以下「特例診療所」という。）として兵庫県保健医療計画（以下「医療計画」という。）に記載する基準その他必要な事項を定めるものである。

## 2 医療計画に記載する基準

### (1) 規則第1条の14第7項第1号関係

ア 診療報酬上の在宅療養支援診療所の届出をしている診療所又は届出することを確約する診療所であって、在宅療養患者の訪問診療を実施するとともに、それらの患者の入院を受け入れる体制を確保すること。

### (2) 規則第1条の14第7項第2号関係

ア 診療所の新設により、へき地保健医療対策等実施要綱（平成13年5月16日医政発529号）の規定に基づく「無医地区」又は「無医地区に準ずる地区」が解消されること。

イ 既設の診療所の場合、仮に当該診療所が廃止された場合に当該地区が「無医地区」又は「無医地区に準ずる地区」となること。

### (3) 規則第1条の14第7項第3号関係

#### ア 小児医療

小児科又は小児外科を標榜し、小児の入院診療を行うとともに、夜間又は休日において小児の診療を実施すること。

なお、夜間とは概ね20時以降、休日とは土曜日の概ね14時以降及び日曜日・祝日とする。

#### イ 周産期医療

産科又は産婦人科を標榜し、分娩を取り扱うとともに、周産期医療に関して地域周産期母子医療センター等との間で連携を図ること。

### (4) 上記以外の要件

ア 患者本位の経営理念が確立し、質の高い医療提供体制が確立されていること。

イ 入院患者が急変した場合においても適切な治療を提供することができるよう、当該診療所の医師が速やかに診療を行う体制が確保されるとともに、他の病院又は診療所と緊密な連携が確保されていること。

ウ 規則第1条の11各項で規定する医療安全及び院内感染対策等が適切に講じられているとともに、法第6条の11第1項第1号に基づき知事又は保健所設置市長が行う助言に対し、適切な措置が講じられていること。

エ 十分な医療従事者が確保されていること。

オ 上記(1)から(3)までの要件を欠くに至った場合は、医療法施行令第3条の3の届出に係る病床を自主的に廃止すること、及び年次報告を行うこと。

### 3 手続き等

- (1) 特例診療所の開設者は、病院開設許可の手続きに準じて知事への事前協議手続きを経るものとする。
- (2) 特例診療所が立地する2次保健医療圏域の既存病床数が基準病床数を超えない場合は、事前協議を行わないものとする。
- (3) 事前協議において上記2に該当すると判断される場合には、兵庫県医療審議会(以下「医療審」という。)の議を経たものとみなし、知事は医療計画に当該診療所の名称及び所在地を記載する。この場合、知事は直近の医療審に報告するものとする。
- (4) 特例診療所の名称及び所在地の医療計画への記載については、原則として県のホームページへの掲載をもって、医療計画に記載したものとする。
- (5) 知事は上記2に該当するかどうか判断しかねる場合には、医療審で審議し決することとする。
- (6) 特例診療所の開設者は、前年度の実績について、毎年4月末日までに別紙様式第1号～第4号により所管の健康福祉事務所又は政令市保健所を経由して知事あてに報告を行うものとする。
- (7) 特例診療所の開設者は、特例診療所が上記2(1)から(3)までの要件を欠くに至った場合は、医療法施行令第3条の3の届出に係る病床を廃止するものとする。
- (8) 上記(6)に反して廃止しない場合には、医療計画の記載から削除するとともに、医療審議会に報告する。

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から3号に該当する  
診療所の病床設置に係る規程について

○医療法（抄）

第七条

- 3 診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

○医療法施行規則（抄）

第1条の14

7 法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として法第30条の4第1項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下この項において単に『医療計画』という。）に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
- (2) へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

○兵庫県保健医療計画案（抄）

＜許可を受けないで一般病床の設置又は増床ができる診療所＞

医療法施行規則第1条の14第7項の規定に基づき許可を受けないで一般病床の設置等ができる診療所は、次の各項目のいずれかに該当し、県が別に定める基準を満たす診療所であって、地域において特に必要とされる有床診療所として地元医師会、地元市町及び圏域健康福祉推進協議会（神戸圏域においては神戸市保健医療審議会）の同意を得た診療所とする。

なお、個別診療所名の保健医療計画への記載については、県のホームページに記載するものとする。

- ①在宅療養患者の増悪時等に入院を受け入れるなど在宅療養を支援する診療所
- ②へき地に設置される診療所
- ③小児科を標榜し、夜間又は休日の診療を実施する診療所
- ④産科又は産婦人科を標榜し、分娩を取り扱う診療所

病院開設・診療所病床設置等の事務手続手順

